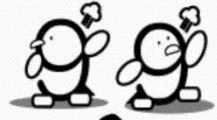


平和憲法を守ろう!

9 ひらつか

9条の会 ニュース



文責：事務局長 司法書士 大谷 潔 TEL0463-24-0702/FAX 24-0712

連絡先：〒254-0811 平塚市八重咲町2番8号エケルブルビル3階 平塚松風司法書士事務所

Email: matsukaze@mb.scn-net.ne.jp

ホームページ：http://www.geocities.jp/hirakujojp/



六月二十四日 国会包囲行動

「安保法案」反対の国会包囲行動に平塚からは九名の方が参加。国会議事堂前駅の出入口が規制され、大勢の参加者が渋滞の列を作りながら昇って行きました。駅から集会場である議員会館前の方向へ向かおうとしたところ、警官隊によって横断歩道が封鎖。集会参加者が渡ることができません。駅近くの狭いスペースに陣取って、抗議活動を行いました。

特集 安保法案

★「安保法案」は、七月十五日、衆議院の安保法制特別委員会で、翌十六日には衆議院本会議で、自民・公明両党によって強行採決された。

★一部のマスコミは「安保法案の今国会成立は確実」と報道。国民に反対をあきらめると言っているに等しい。

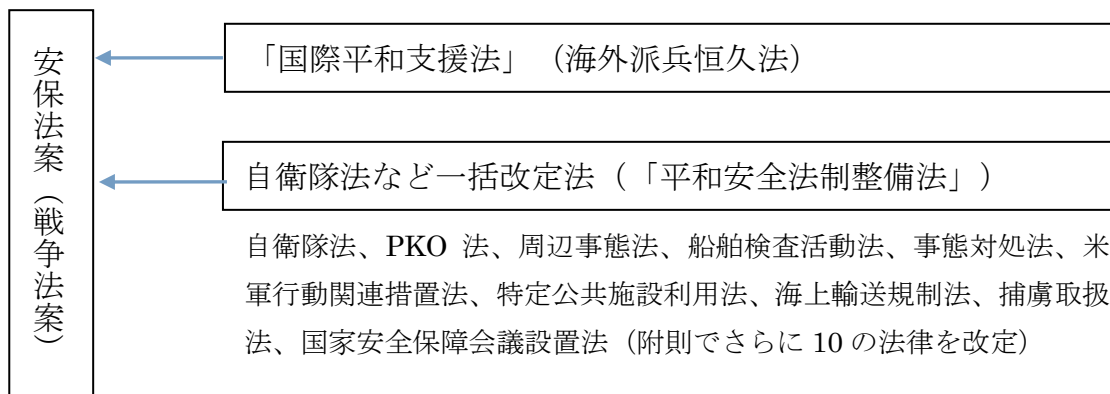
★安保法案は自動成立しません。与党は参議院で法案を強行採決するか、或いは、衆議院で2/3以上の賛成での再議決を使って強行採決する以外にありません。

★七月十九日のマスコミは内閣支持率三十五%、不支持率が五十一%と、不支持率が大幅に上回ったと伝えた。

★安倍内閣は国政問題で大きな問題を抱えている。沖縄の辺野古新基地の埋め立て工事問題、九州電力川内原発の再稼働問題など反対の声は大きい。

★憲法九条守るためには、「安保法案」を成立させてはなりません。沖縄の辺野古新基地反対運動や原発再稼働反対運動などと連帯して、アベ政治を止めさせる事が唯一の解決策である。

特集 よくわかる安保法案（戦争法案）



「国際平和支援法」は、自衛隊が「国際平和共同対処事態」が生じたときに諸外国の軍隊等に対する恒久的に協力支援活動を行うことを目的とする(1条)。自衛隊の活動内容は①弾薬提供や戦闘機の給油など、②敵地に乗り込み戦闘員の搜索救助、③船舶の検査活動である(2,3条)。自衛隊の活動地域は現に戦闘行為が行われている地域を除き、それ以外の周辺地域で活動する。しかし、「搜索救助」はこの限りではない(2条)。自衛隊の武器使用はやむを得ない必要があるときに、合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる(11条)。

「自衛隊法」自衛隊の任務は、「専守防衛」と「我が国周辺地域」を削除し、平和及び安全の活動のために全世界展開できる(3条)。日本が攻撃されていなくても、外国軍隊が「存立危機事態」であれば集団的自衛権を行使できる(76条)。外国軍隊の基地が攻撃を受けた際は自衛隊は、外国軍と共同して武器を使用して応戦できる(11条)。

「周辺事態法」→「重要影響事態法」法律の目的から「周辺事態」を削除し(1条)、自衛隊が世界規模に外国軍の支援を可能にした。自衛隊の活動内容を「後方地域支援」から「後方支援」に変え(3条)、「搜索活動」「船舶検査活動」を実施し、戦闘活動だけは実施できない。但し、「戦闘現場」でも「搜索救助活動」は実施する(2条)。

「PKO法」は、「国際連合平和維持活動」だけであったが、「国際連携平和安全活動」＝国際治安支援活動(ISAF)などの活動への参加を新設(1条)。住民防護などを理由とした「駆けつけ警護」ができる(3条)。武器使用は「宿营地」が攻撃された場合、或いは、「業務を妨害する行為を排除するため」他の外国軍隊と共同で武器使用が可能(25, 26条)。

結論：安保法案は、自衛隊が専守防衛と周辺地域の枠をとりはらい、地球規模で集団的自衛権＝外国軍と共同して武器を用いた軍事活動を行うことを可能にした「戦争法案」である。多数の兵士が死傷している、アフガニスタンに展開している国際治安支援部隊(ISAF)への参加が可能となるし、米国に従属した政府は、アメリカとともに海外の戦争に踏み出す可能性がある。この法案は憲法9条を無視する憲法違反の法律である。

第11回ひらつか9条の会 創立10周年記念講演会・総会報告

事務局長 大谷 潔

6月6日(土)13:30~16:30 中央公民館4階小ホールにて開催。

講師の孫崎享氏(右写真)は、元外務省、駐ウズベキスタン大使、国際情報局長、駐イラン大使を歴任され防衛大学校教授も務められました。東海大学のゼミの学生も参加し、178名となりました。

「戦後史を振り返って~徹底的なアメリカの影響~」と題して、戦後の日本を米国が周到に支配してきた歴史をわかりやすく解説していただきました。

最後に、私たちの採りうる手段として、「マスコミがおかしな報道をしていると思ったら、その報道機関に電話をかけて、苦情を言ってください。マスコミも視聴者の意見を気にしているから。」という助言をいただきました。



講演後、総会が開かれ、参加者は40名余り。露木代表の挨拶(左写真)の後、事務局長から昨年度の活動報告・会計報告と今年度の活動方針が提案され、承認されました。今年度は、特に、戦争法案が成立しないよう、抗議行動を強化すること、特に東京で行われる抗議行動には是非参加して頂きたいと呼び掛けました。最後に戦争法案を廃案にする決議を採決しました。

総会決議

戦後70年、平和の意味を考えるにあたり、我々は、平和主義を掲げる憲法9条の果たして来た役割の大きさに深く思いを至すものであります。

しかるに、今、まさに安倍自民党政権が強行しようとする目論む、安全保障法制11法案なるものの全ては、憲法9条を空洞化するものであり、9条が掲げてきた平和主義も、70年果たし続けてきた役割も、そして我々、国民の大多数が願っていた9条への思いも、全て否定してしまおうという試みに満ち満ちています。

この11本の法案の一つ一つは、切れ目のない安全保障という名目の下で、何の歯止めもない法案になっています。その法案の一つ一つは、この国を戦争のできる国、戦争をする国へと導く一里塚のような法案群なのです。それは、まさに「戦争法案」と指弾されるべき危険きわまりない法案であります。戦後70年、私たち国民が守り続けてきた日本国憲法は、今、空前の危機に立たされています。今こそ、私たちは声をあげなくてはなりません。後世、あの時、声をあげていればと後悔しないためにも、強く、強く、思います。

私たち、平和憲法を守ろう！ひらつか・9条の会は、全国の平和を希求する皆様と共に、立憲主義を堅持し、9条を守りぬくため、安倍自民党政権をはじめとする、どのような反平和主義勢力にも屈しない闘いの先頭に立ちあがることをここに決議します。(2015年6月6日)

「ひらつか・9条の会」結成後10年の歩み(1)

事務局員 吉田貞夫

日本を代表する文化人、学者など9名の方々が2004年に全国「九条の会」を結成し、日本全国に呼びかけをされたのは、アメリカのテロ撲滅を口実としたアフガニスタン、イラクへの侵略戦争を開始した時期です。当時の小泉首相が、イラクは大量破壊兵器を所持しているという口実で後方支援を名目に自衛隊を参加させ、憲法改定を全面的に打ち出してきたときでした。

九条かながわの会の結成後、平塚にも九条の会を作るよう、お話がありましたので、現在ひらつか・9条の会のニュース編集をやっている小山さんや、元平塚診療所長の寺田さんなど何人かの人にお話をし、準備のための話し合いを相模合同法律事務所など何ヶ所かで行い、2005年6月に結成することを決めました。呼びかけ人は、様々な市民の方が応じてくださいましたが、50名を超えたところで結成することにしました。結成総会は、中央公民館大ホールで、約500名の参加でした。カンパは、33万円集まり、この運動に対する市民の皆さんの期待と関心の高まりを強く感じました。



会の活動日誌 (6月～7月)

- 6月14日 戦争法案反対 国会包囲行動に約2万5千人。会から5名が参加。
- 6月24日 国会包囲抗議集会に会から9名参加。
- 6月25日 平塚市議会傍聴。安保法案廃止請願書は否決。安全保障法制の丁寧かつ十分な審議を求める意見書は採決。
- 7月7日 平塚駅前で総勢11名でビラ配布等宣伝活動。
- 7月11日 秘密保護法廃止をめざす平塚市民の会の講演会・総会 100名を超える参加者。講演は海渡雄一弁護士(福島みずほ参議院議員の夫)戦争法案と秘密保護法について。
- 7月14日 日比谷野外音楽堂で「戦争させない・9条壊すな!総がかり行動」2万人。会から8名参加。

会の活動予定 (7月～9月)



●「戦争法案」抗議行動

- 7月26日(日) 14:00～16:00 国会包囲集会 12:10 平塚駅東口改札口集合
- 7月28日(火) 18:30-19:30 日比谷野外音楽堂 15:40 平塚駅東口改札口集合

● 宣伝活動

- 8月15日(土) 17:00～18:00 平塚駅ラスカ前

● 月例会

- 8月1日(土) 月例会 14:00 中央公民館3階B会議室
- 9月5日(土) 月例会 14:00 市民活動センター研修室

● 学習会

- 7月25日(土) 10:00～ 第48回定例学習会「戦争法案」市民活動センター研修室

